大館市政だより
第六十五号（毎月一回発行）
大館市役所
発行所　秋田県大館市
編集兼発行人　竹内福哉

夏はわがもの

うっとうしい霧があけ、やがて暑い夏がやってきた。
人々は涼を求めて、海へ、山へ、そして川へと憧れる。
だが、なんといっても夏はわがもの、夏休みをむかえるよい子らの胸ははずむ。
海水浴場を思わせるような、ここ長木川河畔は、よい子らの天国。
豊かな清流に銀色のしぶきを散らして、きょうも水におどる。
規律正しく、健康的で、いつまでもよい子らの楽しい思い出となるように、皆んなでこの夏を見守ってあげましょう。

新市建設計画を調整

分担協調で実施
五ヶ年度計画で十五億

◆…昭和三十年三月一町五村の合併に際して策定された大館市新市建設計画がこのほど新し…◆く編成されました。これは町村合併促進法（昭和二十八年施行）の後身として立法化さ…◆…れた新市町村建設促進法（昭和三十一年施行）に基いて行ったものであり、大館市新市…◆…建設審議会（会長緑川正雄氏外委員十九名）の審議と閣議の審議を経て編成されたもの…◆…である。建設計画は新市建設の設計書ともいうべきもので、綿密な基礎調査と、それに…◆…基いた基本計画（概ね十年を目標とした基本的建設の構想を具体化したもの）と実施…◆…計画（五ヶ年度にわたる年度別実行計画）からなっており、新市の建設を地域住民の所…◆…得および生活水準の向上を頂点として、一体的に行おうとするものである。編成計画で…◆…は新市の建設は市はもとより、市域内の各機関や団体または個人が、それぞれ分担協調し…◆…て行われるべきものである観点から総合的計画として策定されていることが大きな特徴…◆…となっており全事業主体の五ヶ年度にわたる事業費の総額は十五億五千四百五万円となっ…◆…ている。

合併後市が行なった建設事業は九億九千万円

この度の新市建設計画の編成は、これより五ヶ年度（実施計画）十ケ年度（基本計画）として行われたものであるが町村合併の際策定した建設計画の実施年度は三〇～三四年度にわたる五ヶ年度計画であるので、この間新市の建設事業がどのように実施されたかをのぞいて見ることにする。

各年度の決算（三十四年度は見込）から、この五ヶ年度の事業費の実施状況をみると、土木関係四億二千二百万円。教育関係一億二千万円。農業経済関係一億四千六百万円。社会労働施設関係一億一千八百万円。保健衛生関係一億七千万円。などであって、その総額は九億八千九百万円の見積にのぼっています。

これは合併前関係町村が合併条件として希望し、建設計画の総額十一億七千四百万円に対しては八四％強に当るものであります。年度別の実施状況では昭和三十年度一億九百万円、三十一年度一億七千万円、三十二年度二億二千六百万円、三十三年度二億四千二百万円、三十四年度各一億四千二百万円となっており、一年度当りの平均は一億九千八百万円と六百万円。社会労働施設関係一億一千八百万円。保健衛生関係一億

予算の内訳については、次頁をご覧ください。

新建設計画で効率的な運営

新しく編成された建設計画の根幹は、地域全体についての有機的な開発と合理的、効率的な施設の配置であります。

本建設計画は①新市の地域的特性を基礎に、地域全体についての有機的な開発と合理的、効率的な施設の配置であります。

②新市の全住民の福祉の向上を図ることを基調とする。③このため地域の特性を活かし、かつ地域住民の意向に即応した新市の建設を行う。④そしてこれが実施は市と、市域内公共団体が協力して行うこととする。⑤このため地域の経済力と合併による適確な考慮がはらわれ、かつ国や県の総合開発計画との連けいを保ち、さらに新市が行う他の事業との関連と調整が充分行われた総合計画とする。⑥このため地域の経済力と合併による適確な考慮がはらわれ、かつ国や県の総合開発計画との連けいを保ち、さらに新市が行う他の事業との関連と調整が充分行われた総合計画とする。⑥そしてこれが実施は市と、市域内公共団体が協力して行うこととする。⑤このため地域の経済力と合併による適確な考慮がはらわれ、かつ国や県の総合開発計画との連けいを保ち、さらに新市が行う他の事業との関連と調整が充分行われた総合計画とする。⑥そしてこれが実施は市と、市域内公共団体が協力して行うこととする。

（二面につづく）

昭和35年度予算
財政再建を軌道に
実質赤字　前年度で千二百万円解消

昭和三十五年度における一般会計予算は別表に示すとおりである。予算総額に対して借入金は三十六％の自己財源（税収）で賄われる。

その他に依存している市の財政規模が本質的に財政運営のむつかしさを示しているともいえるが、予算編成の根幹は財政の再建を確実に軌道にのせ、且つ市の行政が効率的におこなえるよう強い配慮がなされていることである。

予算の総額は四億六千百万円であって、前年度のお算見込と比較すれば約六千二百万円の減少となっている。これは主として繰上充用金の減少と災復興単独費、補助事業費等の減少によるものである。

『消費的経費』

総額は一億千二百万円で前年度決算見込額より二千三百万円余の減少となっており予算総額に対して五七％を占めている。

①人件費＝職員給与や職員委員等の報酬である。予算額は一億二十八万円である。前年度（以下決算見込を指す）予算より五百八十九万円の増となっているが、これは、国民年金実施に伴う人員の増と定期昇給等によるものである。

②物件費＝行政事務上の施設設備費や事務用消耗品、賃金等である。予算額は五千六十万円で前年度より五百七十三万円の減少となっている。

これは前年度において各種の測量が行われたことと、学級増による机や椅子の整備を行ったことなどによるほか、物件費の事業の完了に伴う減少によるものである。

③その他＝その他の消費的経費は一億二千百六十万円で前年度より一千三百六十九万円の減少となっている。これは、国民年金実施に伴う人員の増と定期昇給等によるものである。

②物件費＝行政事務上の施設設備費や事務用消耗品、賃金等である。予算額は五千六十万円で前年度より五百七十三万円の減少となっている。

『投資的経費』

投資的経費は建設事業や災害復旧、失業対策など事業的経費であり、その総額は七千四十万円であって予算総額に占める割合は一五％となっている。前年度よりも五千七百五十万円の減少になっているが、これは災復興単独費や、消防施設整備、水害復旧など事業の完了に伴う減少によるものである。

①普通建設事業＝補助事業として四千六百五十八万円、これは災害復興特定事業、防火水槽造成、学校敷地造成などに要する経費や、道路、橋梁改良、城西小学校建築、新農村振興対策、牧野改良、林業構造改善事業費などとなっている。

②公債費

市債の元利償還に要する経費であって、予算額は六千八百七十一万円となっており前年と殆ど同額、予算総額に占める割合は一五％である。内訳では、財政再建債二千四百万円、一般補助事業債一千百万円、同単独事業債一千百六十万円、災害復興債一千百万円などがその主なものであり、これは主として繰上充用金の減少となっているものである。

③その他

予算額は九千九百八十万円であって、前年度より三千三百万円余の減少となっており予算総額に占める割合は二三％となっている。

繰上充用金は、前年度の決算見込額が三千四百九十万円であって、前年度の四千六百五十万円に対して一千百六十万円が減少されたことになっている。

（二面につづく）

昭和35年度一般会計予算　（6月30日現在）

才入　単位千円（未満4捨5入）

科目	予算額	前年度決算見込	増減
市税	167.512	168.751	△ 1.249
地方交付税	76.641	93.712	△ 17.071
公営企業及び財産収入	1.570	26.714	△ 25.144
分担金及び負担金	3.203	2.569	634
使用料及び手数料	10.009	10.834	△ 825
国庫支出金	87.293	86.957	336
県支出金	10.320	7.851	2.469
寄附金	469	521	△ 52
繰入金	0	6.934	△ 6.934
繰越金	0	0	0
雑収入	83.567	83.213	354
市債	20.600	35.600	△ 15.000
才入合計	461.184	523.657	△ 62.473

才出

議会費	9.743	10.615	△ 872
役所費	60.417	60.588	△ 171
消防費	14.429	16.237	△ 1.808
土木費	40.383	64.015	△ 23.632
教育費	59.096	82.336	△ 23.240
社会及び労働施設費	79.273	81.103	△ 1.830
保健衛生費	5.014	6.375	△ 1.361
産業経済費	45.376	47.100	△ 1.724
財産費	3.581	18.126	△ 14.545
統計調査費	805	740	56
選挙費	1.585	3.224	△ 1.639
公債費	68.707	68.458	249
諸支出金	71.135	118.809	△ 47.674
予備費	1.641	0	1.641
才出合計	461.184	577.726	△116.542

昭和35年度特別会計予算

特別会計の種別	予算額	前年度決算見込 才入	前年度決算見込 才出
国民健康保険	41.699	40.995	43.321
恩給基金	2.219	2.196	2.196
公益質屋	14.210	15.420	14.794
上水道事業	31.727	15.577	23.052
温泉開発	22.821	2.324	2.324
大滝簡易水道	996	711	703
精城土地区画整理事業	814	1.691	2.503

注　上水道事業予算は損益勘定による。また同決算見込は損益計算書により、才入には営業収益及び営業外収益の合計を、また才出には営業費用及び営業外費用の合計を計上したものである。

たばこは市内で買いましょう

タバコ消費税は専売公社が市へ納める税金です。
これは市内で販売されたタバコ売上の一割一分に当り市の有力な財源です。

◎固定資産税第二期の納期は七月二十五日です。納期を失すると督促手数量と延滞金が加算されますから今すぐ窓口へ!!

こども達に楽し夏休み

皆んなで非行や事故の防止に努めよう

夏休み中は水泳をはじめ、花火大会、お盆、七夕祭、各種の競技大会などの観楽行事、キャンプ、ハイキングなどの行楽期にはいります。このため、こども達はともすれば不規則な生活におちいり心のゆるみが原因する非行や、また水泳や危険な遊びによる事故が一番多くなる季節です。

このため、今年から、こども達に関係のある各種の機関や団体で結成する大館地区少年保護育成運営委員会が誕生し積極的に少年の保護育成にのりだすことになりました。こども達のあやまちは一人親達ばかりでなく、社会全体が見まもって防止する必要があります。

事故のない楽しい夏休みがすごせるよう皆んなで協力いたしましょう。

少年保護育成委誕生

近年小学校児童や中学、高校生などの少年の非行（わるいおこない）が全国的に多くなり、子をもつ親の心配のたねになっています。当市の場合をみても、少年の非行は決して少くありません。

このため今年からこども達を非行や事故から守り、正しく、すこやかに成長させようと、大館地区少年保護育成運営委員会（会長高原真形氏）が結成され補導や環境の浄化にのりだすことになりました。

この少年保護育成運営委員会の構成は各小、中、高等学校、教育委員会、市、警察署、公民館、社会福祉事業協会、保護司会、婦人会、青年会、各小、中、高PTA、駅、KRS会、ロータリークラブ、商工会議所、青年会議所、民生委員会など、こども達の生活や保護に関係する機関や団体からの委員四十六名によって組織され、次のような事業を行うことになっています。

（一）少年補導＝問題少年の早期発見、街頭補導、少年相談と不就学および長欠児童の把握、家庭訪問など

（二）環境の浄化＝不良環境の排除、風俗営業、質屋、古物商に対する措置、要保護少年の保護など

（三）広報活動＝レクリエーション等の実施、ポスター、標語等の募集、回覧板、立看板などによる啓蒙など

（四）その他＝こども会の育成、講習会開催など

子をもつ父兄の心得

▼こどもを不良化から守る。

夏季は行楽や観楽的行事が多くこうした場所へのこどもの出入りには注意する。特に盛場への出入りは危険や不良化のおそれが多いので充分注意する。

▼性犯罪の防止について

①女のこどもには夜間の一人歩をさせないこと。

②女のこどもは帰りが遅くなる場合は、あらかじめ連絡して家人に出迎えてもらうようにする。

③暑いからといってうす着にすぎたり、極端に派手な服装で外出しない。

④ふだん淋しい所や人通りの少ない道路、暗い場所はさけて遠廻りでも人通りの明るい道を選ぶようにする。

⑤戸障子をあけ放しにして一人寝をしたり、外から見えるところでうたた寝をしない。

⑥万一おそわれたときは、大声で助けを求めること。のがれる機会の自信を捨てない。

⑦尾行されていると気づいたらすぐ附近の家に逃げこみ助けを求める。

⑧被害をうけたら、ささいなことでもすぐ警察へ届ける。

▼水泳による事故防止

厚生省の調べでは昨年中における十七才未満のこどもの水死が五千二十五人を数え、今年に入ってからもはや各地で犠牲者がでています。こどもの水による事故を防止するため次の注意をいたしましょう。

①泳の時間は概ね午前十時から午後三時までとすること。

②天気やからだ具合の悪いときは決して泳せないこと。

③禁止区域での泳はさせない。

④水泳場では時計や現金の盗難が多いので持たせない。

▼その他の注意

①こどものがん具や花火など危険な遊びに注意する。

②映画は学校で許したもの以外は見せない。

③こどもに金くずを拾わせたり売らしたりさせない。

④こどもの酒、たばこは不良化に通ずるのでのませない。

⑤こどもの交通事故を防止する許可証をもたないでバイクには絶対にのらない。

⑥家庭の不和をなくする。

保険料の掛け捨て防ぐ

国民年金法改正の動き

拠出制の国民年金は、この十月に受付を開始し、来年四月から保険料の徴収が行われますが、厚生省では、この制度の発足に先だち保険料が掛け捨になるのを防ぐ趣旨で死亡と、か婦年金の一時金制度を創設する方針を決めており、その制度化は殆んど確実とみられています。

これは「長期にわたって保険料を納めている間に被保険者が死亡すると保険料は掛け捨てになって何にもならない」という不満に対してとられた措置で、現行法のきわめて多きな修正です。これによると

(1)死亡一時金制度＝現行法によって保険料は二十才から三十四才まで月百円、三十五才から五十九才までは月百五十円を納めることになっているが、これに二十円を増額して納めれば被保険者が年金をもらう前に死亡した場合でも納めた保険料の全額を一時金で払いもどすということ

(2)か婦年金一時金制度＝現行法では所定（原則として二十五年以上）の保険料を納めた夫が死亡した場合、その妻にか婦年金、月額五百円から七百五十円をもらう資格が与えられることになっているがその年金が実際に支給されるのはか婦が六十才になってからであるため、それまでに、か婦が死亡すれば実際上保険料がかけ捨になるので、これを改め、資格のあるか婦が希望すれば五年分に相当するか婦年金を一時金で支払おうというものです。

厚生省では、この一時金制度は社会保障本来の行き方からは設けるべきでないという基本的考え方をもっているが、わが国の現状では理論的主張だけでも行かないというので改正方針をきめたようである。

…拠出制年金早わかり…

私たちが一生楽しく幸福にすごしたいと思うことは、誰も同じことでしょう。一生涯若くありたいと希望しても、不可能なことで、いつかは年をとって働けなくなり、また思わぬけがをしたり、一家の働き手である主人をなくして、未亡人や遺児になったりして、不幸になることもあります。なかなか世の中というものは、ままならぬのが常であります。このような不幸をなくして、「明るい幸福な暮し」を作るためには若いうちから働いて老後に備える必要があるわけです。

「人生わずか五十年」というのは、昔のことであって、近頃は日本人の寿命も、ぐんぐん伸びてきたことは、統計の上からみてもいなめない事実であります。長生き出来ることは、一面うれしいことですが、必らずしも今の社会では家族の者に、老後の一切をまかせるという甘い考えは、望めないわけでありますから、自分自身で老後の生活を考えなくてはなりません。

役所や会社、工場などに勤めている人達には、恩給とか、年金とかが支給される制度が出来ていて、それぞれ保障されていますが、このような人以外の、農家や自分で商売をしている人々には、一生働らいても何の保障もないわけです。このような不安を除き、安心して毎日が暮せるように、国民全体の責任によって互いに助け合ってゆこうというのが、この国民年金制度であります。

国民年金に加入する人々

◆必らず加入しなければならない人（これを強制加入被保険者といいます）

昭和36年4月1日において二十歳以上五十九歳以下の日本国民ですが制度発足当初は保険料加入期間の関係で、二十歳から四十九歳までので厚生年金保険とか、恩給その他各種共済組合などの公的年金制度によって、保障されている人々や学生を除いて、必らず加入しなければなりまん。

◆希望して加入できる人（これを任意加入被保険者といいます）

次にあてはまる人は、本人の希望によって、国民年金に加入することができます。

1　厚生年金保険、恩給、各種共済組合など公的年金の保障をうけている人のうち、

甲　遺族年金の受給権者。

乙　公的年金で保障されている者の配偶者

2　昼間の高校、大学に在学中の学生、生徒。

3　拠出制年金が始まるときに、高年令の人のうち、昭和36年4月1日に五十歳をこえ、五十五歳をこえない人。

◆加入できない人

1　厚生年金保険や公務員、共済法などによって保障をうけている人

甲　公的年金制度の被保険者または組合員（本人）

乙　老令年金、退職年金、障害年金をもらえる人

2　拠出制年金が始まる昭和36年4月1日において五十五歳をこえる人

◆　保険料の額はいくらか

国民年金に加入した人は二十歳から三十四歳まで毎月百円、三十五歳から毎月百五十円納めなければなりません。

◆あなたの保険料の他に国も納付する保険料の総額の二分の一を積み立てて国民年金を支給する資金とされます。

◆納められない人のためには

保険料を納める能力がないと認められる下記のような人々については、保険料を納めなくてよいことになっています。

1　障害年金または母子福祉年金の受給権者

2　生活保護法による生活扶助をうけている人、または、らい予防法によるこれに相当する援助をうけている人

3　国立のらい療養所その他の施設に収容されている人

4　所得のない人

5　被保険者またはその世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助をうけている人、または、らい予防法によるこれに相当する援助をうける人

6　地方税法に定める身体障害者または寡婦で年間所得が十三万円以下の人

7　その他保険料を納めることが困難であると認められる人

（注）　4から7までの人は知事に申請をしなければなりません。

出さなければ支給が停止される

福祉年金の「所得状況届」は福祉年金を受けている人が、毎年六月に提出しなければならない書類です。このため市では六月の中旬にかけて日程をきめ出張所ごとに届出の受理を行いましたが、まだ提出してない人もいます。

この所得状況届は福祉年金をうけている人や、その人の配偶者、あるいは扶養義務者に、前年どの程度の所得があったかを書いていただくものですが、これは所得があっても、なくても、届出をしなければ福祉年金の支払をうけることができなくなりますから、老令、母子、障害の福祉年金をうけている人で、まだこの届出をしてない方は至急市役所民生課へ届出て下さい。

公選で三十一名 新農業委員決る

公選による大館市の新農業委員が次のようにきまりました。

市内七選挙区のうち長木、下川沿、二井田、真中、十二所の五選挙区が無競争当選を確定し、選挙は大館、[illegible]川沿の[illegible]区について行われました。当日の有権者五六八三人で投票率は七二・八%でした。

▼大館選挙区（定員十二）＝船木定三郎、佐々木半二郎、桜庭末之松、上村清左エ門、虻川幸一、伊藤小太郎、菅原米太郎、畠山文兵角田徳治、三浦次一、桜庭勇吉、菅原俊文。

▼上川沿選挙区（定員四）＝畠山弘石垣源蔵、田中清太郎、菅原松次

▼下川沿選挙区（定員四）＝斉藤治、富樫訓一、小畑竹治、鎌田金太郎。

▼二井田選挙区（定員五）＝小林与吉、小畑正太郎、安保正三、芳賀祐治、荒谷兌己。

▼真中選挙区（定員四）＝石戸谷岩吉、富樫久之助、虻川宇一郎、武田勝治。

▼十二所選挙区（定員六）＝藤島殷三郎、畠山金五郎、成田嘉一、畠山清一、吹谷謙太郎、[illegible]

（一面よりつづく）

的遂行の可能な合理的、効率的計画とする。などを基本目標として策定されている。

これによると五ケ年度計画の種類別では農林水産計画九億四千七百万円、都市計画一億七千四百万円住宅計画一億四千三百万円、交通通信計画九千四百万円教育計画七千六百万円、厚生計画五千六百万円治山治水計画四千六百万円、その他で総額十五億五千四百万円となっている。

事業主体別についてみると、財政再建計画の裏付けによる市が事業主体となるもの三億八千八百万円、土地改良区五億六千二百万円組合一億八百万円、部落、個人、その他三億五千九百万円となっている。この外、国県が事業主体となるもの六億二千四百万円がありこれは主として交通通信計画二億七千万円、治山治水計画二億六千七百万円、都市計画六千二百万円、その他農林、厚生計画があるが、これが実施のため五千二百万円の地元負担が必要とされている。

真写＝新しく調製された計画書（左）と基礎調査資料（右）

都市的施設の完備には三十四億円も資金が必要

新しい建設計画をつくるためには、まず新市がどんな事業を必要とし、それを行うにはどれだけの経費が必要なのかを客観的に把握しなければならない。これを[illegible]に把握することによって地域の経済事情や、市の財政事情に見合う緊急重要な事業を選択することが可能となるのである。

そこで、当面大館市が都市的施設を具備し発展するため、できるだけ早期に実現が期待される事業として把握されたものは、農林水産関係で九億八千万円、都市計画関係八億三千万円、交通通信関係五億八千万円、治山治水関係二億九千万円、厚生計画二億四千万円、住宅関係二億二千万円、教育関係一億九千万円、その他で総額三十四億三千五百万円にのぼる膨大なものである。事業の実施主体別についてみると、市が十七億八千万円、国県その他十六億六千万円のようになっている。無論このように膨大な新市の建設事業が、一朝一夕に実現できるものではないにしても、今後の効率的建設の目標施策立案の手がかりとして大いに役立てることになっています。